

平成13年9月20日

平成14年度・税制改正に関する建議書

日本税理士会連合会

目

次

はじめに

一	行財政改革と税制改革	1
二	税制改革に対する基本的視点	1
三	中長期的な個別税制のあり方	2
四	地方税制のあり方	5
五	税務行政手続の整備	5
六	本建議書の構成	6

はじめに

税制および税務行政の改善に寄与することは、税理士およびその自治団体である税理士会の社会的な使命の一つである。

本建議書は、税理士法第49条の14（改正税理士法第49条の15）に基づき、税務に関する専門家の立場から、平成14年度の税制改正に関する意見を取りまとめたものである。

税理士法第49条の10（改正税理士法第49条の11）は、各税理士会に対して、税制及び税務行政に関して建議することを認めている。この建議書は、各税理士会から提出された431項目に及び建議事項を日本税理士会連合会において集約し、全税理士会の総意として一つにまとめたものであり、公平かつ合理的な税制の確立及び申告納税制度の維持、発展を目指すものである。

一 行財政改革と税制改革

ここ数年の経済状況は、消費の低迷・失業者の増大等に見られるようになお厳しい状況にある。この結果、近年の我が国の財政状況は、国・地方を通じて悪化し、平成13年度末にはその長期債務残高は667兆円に達し、主要先進国中最も危機的な状況にある。

政府は、「第2次地方分権推進計画」によって、国と地方の役割分担の明確化と国の役割の重点化を図る観点から、国の役割を見直し、国の事務、事業のうち地方公共団体に委ねることが可能なものはできる限り委ねることが必要であると、さらに、「行政コスト削減に関する取組方針」において、「行政の減量化」、「行政の効率化」を両輪に、平成11年度から10年間にわたり行政コストの30%削減に取り組むことを明確にした。これらは、いずれも国と地方公共団体の行財政のあり方を示したものであり、国及び地方の財政健全化のための抜本的な改善措置を早急に講じる必要がある。

もとより税制改革は、税の負担者である国民の十分な合意を得て行う必要がある。そのためには、行財政全般にわたる徹底した見直しの過程を国民に明らかにしたうえで、今後における社会保障制度の充実や社会資本の整備等と財政需要との関連を、わかり易く国民に提示し、その理解を基礎として、税制のあり方について検討することが必要であり、この時国民が負担する社会保険料も考慮し、これらを含め安易に国民負担を引き上げることは慎まなければならない。

二 税制改革に対する基本的視点

税制改革における最重要課題は、課税の基本原則である税負担の公平確保の追求である。すなわち、税負担の公平確保のためには応能負担と再分配機能が十分に発揮される税制でなければならない。個人所得課税の累進緩和を通じた負担軽減と消費課税の適正化などにより所得、消費、資産等の間でバランスのとれた税体系を構築し、社会の構成員が広く負担を分かち合う税制を目指すべきである。このとき、所得課税のあり方を税制改革の中心的検討課題としたうえで、消費課税・資産課税のあり方を検討すべきである。

これらの事項を総合的に考慮して、次のような基本的な視点に立脚した税制改革が必要である。

(1) 公平な税負担

公平な税負担は、税制のあり方を考えるうえで最も基本的な視点である。ところで、しばしば公平の基準として垂直的な公平と水平的な公平とが対比されるが、これらは決して相対立するものではなく相互に補完し合うものである。公平な税負担を考えるためには、総合的に判断することが重要である。

(2) 国民にとってわかり易い税制

国民にとってわかり易い税制とは、簡素な税制である。しかし、簡素な税制という表現は、ややもすると単純で簡易な税制というように解釈されがちであるが、複雑で高度に発達した社会において公平性を確保しようとするれば、計算や手続が複雑化するのとは避けることができない。したがって、簡素な税制とは、制度の目的や趣旨が明確であるという点においてわかり易い税制であることが必要である。

(3) 合理的な納税事務負担

我が国は、殆どの国税で申告納税方式を採用しており、ある程度の納税事務負担は受忍すべきである。特に、事業者は源泉所得税や消費税など他人の税を代わって徴収し、納付している。したがって、常に合理性を追求している事業者の事務負担については、これが必要最小限に止まるよう十分に配慮されなければならない。

(4) 時代に適合し得る税制

今日、低迷する景気に対応するための税制改正、国際化に対応する税制の構築、少子・高齢社会の到来に対応し得る税制の構築が求められている。とりわけ、経済の活力を発揮させるために有効な税制を確立することが必要である。

(5) 透明な税務行政

透明な税務行政は、公平な税負担の確保と申告納税制度を維持発展させるために必要不可欠であり、税務行政手続の整備など納税者と税務行政庁との間の信頼関係を築くための施策を、情報公開法の制定を経緯にして、構築することが求められる。

これらの基本的視点に基づき、所得、消費、資産等の中でバランスのとれた税体系の構築を目指して、国民が公平感をもって納税し得る税制を確立すべきである。

三 中長期的な個別税制のあり方

我が国は、他の先進国を上回る急激な少子・高齢化が進行するとともに、従来我が国の経済成長の基礎となった日本型システムが至るところで支障を来している現状を考えたとき、税制のあり方を検討する場合においてもこの点を重要視する必要がある。国際化の進展、経済成長率の鈍化、ストック化、起業家の減少といった経済状況の変化を背景として、国民各層の負担の公平を維持しつつ、経済活動に対する中立性を確保したうえで、さらに、社会経済の構造変化に対応した課税ベースの適正化を図ることが必要である。この場合、税負担の公平については、世代間の公平確保の見地からも検討することが重要となる。また、国際会計基準の制定をはじめとした経済社会の国際化の観点から、我が国企業の活力を維持・発展させるために、国際的な公平性につ

いても考慮することが求められる。

これらを勘案して、中長期的な個別税制については、次のような方向でその見直しを図る必要がある。

1．個人所得課税について

個人所得課税である所得税は、税の本来の機能である所得の再分配に資するものであり、税体系における基幹税であることを維持しつつ、税負担の公平確保の実現を最優先とすべきである。

個人所得税については、原則として総合課税とすべきである。現行税制に見られる分離課税制度は、当分の間はやむを得ない措置であるとしても、将来的には原則として廃止し総合課税とする等、各種特別措置の整理合理化等を行い、納税者の税負担に不公平が生じることのない税制にすべきである。

これに関連して、納税者番号制度については、プライバシーを保護する措置、民間が負担する納税コスト等についても考慮して検討する必要がある。国民にこれらを明確に示し、その導入について議論する必要がある。

さらに、社会的費用である税を多くの者が負担するとの観点から、課税最低限のあり方や、給与所得者の年末調整制度を見直すことについても早急に検討すべきである。

なお、高齢社会を迎えるに当たって、年金制度の改革に対応して、現行税制の公的年金控除を差し引いて雑所得とする年金課税のあり方についても、私的年金課税との整合性を図りつつ、抛出時、運用時または受取時のいずれかで税負担を求めることの是非について早急に検討する必要がある。

2．法人所得課税について

法人税については、我が国企業の大部分を中小企業が占めていることを念頭に置きながら、企業活動の国際化を踏まえ、併せて国内産業の活性化を図るために、法人の実態に即した負担のあり方について検討すべきである。この場合、経済社会の構造の変化に対応するために、従来の法人擬制説を基礎とする税制のあり方を見直す必要がある。

中小法人に対する課税については、中小法人の資本蓄積を促進する見地から、同族会社の留保金課税については早急に廃止すべきである。

公益法人に対する課税のあり方については、公益性との関連を重視し、公益法人の本来の業務に関連するものに限って非課税とする等、普通法人との公平性の見地等を考慮したうえで見直しを図る必要がある。

ベンチャービジネス等の起業者を支援するための税制を構築し、新しい事業が発展するための措置を創出する必要がある。

連結納税制度については、企業の経営環境の変化、国際競争力の維持・向上、組織形態に対する税制の中立の観点から導入の検討が行われている。法制面では独占禁止法において持株会社の設立の解禁、また、商法の会社分割法の制定、そして会社分割に係る税制が導入された。連結納税制度の導入は、これまでの個々の企業を課税単位とする現行の法人税の課税体系に新しいものを導入することであり、連結納税制度の具体的項目の検討にあたっては、税収減の問題に対応し

つつ、租税回避行為の防止策を講じて、個別申告を基本とする制度によってフランス方式を基本として構築すべきである。なお、連結納税制度の導入に際しては、特に連結対象となる子会社の範囲は原則として持株割合が100%であること、適用は任意選択制度とし、一旦適用した場合は相当期間の継続適用を条件とすること、納税義務者は個別の法人とすること等を基本として検討すべきである。

さらに、企業の交際費課税のあり方についても、増税の手段とするのではなく、適正な課税となるよう相当の改善を行うべきである。

3．消費課税について

政府税制調査会が公表した「わが国の税制の現状と課題 21世紀に向けた国民の参加と選択」（以下「政府税調・中間答申」という。）においても、国民が必要とする公的サービスを求めることと租税でその費用を賄うこととは、国民全体として受益と負担は表裏一体の関係にあり、租税は、公的サービスを賄うのに十分な量であることが求められるとしている。少子・高齢化が進展する21世紀を展望すると、消費課税の役割は税制全体として安定的な税収構造を持った税体系を構築していくために重要であり、現在わが国の消費税率は5%で先進諸国の中で最も低いと指摘し、増税の方向で検討することを示唆している。しかし、国民に適正な負担を求めるに際しては、まず徹底的な公的部門のスリム化・効率化による歳出削減を行うべきであり、財源不足を消費税率の引き上げのみに求めるべきではない。

なお、税制面からみた場合、消費税の仕組みが内包する問題点について、中小事業者の事務負担等を勘案したうえで見直すとともに、消費税に対する国民の不信感を払拭し、税の負担者である国民の消費税への信頼性を高める必要がある。

また、消費課税について、課税の公平性から、インボイス方式を導入し簡易課税制度を廃止すること等を検討課題としているが、これらはいずれもわが国の消費課税の特色である納税義務者の事務負担に配慮、さらに簡素な制度とは相反する面があり、現行の日本型インボイス方式による前段階控除方式を維持し、インボイス方式への移行は行うべきでない。なお、事業者に過大な事務負担を求めることとなる各種届出書等の提出時期、申告期限等制度上問題となっている点については、早急に改善する必要がある。さらに、免税点制度及び簡易課税制度については、零細事業者に対する措置として今後も維持すべきであるが、当該制度の適正な運用を図るため、基準期間を廃止する等、導入後10数年を経過した消費税が国民に十分な理解を得るために、相当の改正を行うべきである。

なお、消費課税の検討に当たっては、消費一般に広く薄く課税する現行消費税体系は、今後とも堅持されるべきであり、国民生活に直接関連する税率の引き上げは、容易に行うべきではない。

4．資産課税等について

「中間答申」は、資産課税について全体として偏りのない税体系構築上、また、安定的な税収確保の点から重要な役割を担っているとしたうえで、相続税については、個人所得税の抜本的見直しとの関連で、最高税率の引き下げを含む税率構造の見直しと、課税対象者の範囲の拡大を幅広く検討する必要性を述べている。また、贈与税についても、相続税の抜本的見直しと合わせて検

討することとしている。

相続税については、非上場企業の事業承継においては、好業績の企業ほど株式の評価額が非常に高額になるものの、その売却によって納税資金が調達出来ず、事業承継が困難になり、このことが優良な中小企業の起業意欲を減殺している状況にある。したがって、非上場株式の相続税を大幅に軽減し、優良中小企業の事業承継を可能にすることが、ひいては起業意欲を促進することになることから、更なる非上場株式に対する相続税の軽減措置を実施する必要がある。なお、相続税率の引き下げについて検討する必要があるが、このとき最高税率についても更なる検討が必要である。

また、利子・配当所得、株式等譲渡益課税については、電子申告等の制度導入も考慮して、その課税方法の見直しを図るべきである。

四 地方税制のあり方

地方分権の推進の観点から、「第2次地方分権推進計画」において、国と地方の役割を見直し、その役割分担に応じた地方財政基盤の整備を求めている。しかし、地方公共団体の財政事情は国と同様に極めて厳しい状況にあることから、地方公共団体においても、行財政改革を実施し、財政構造の改善を図ることが緊急の課題である。

今日、税制全般についての改革が求められており、地方税制についても、地方財政の運営状況、徴税に要する費用等を考慮しつつ、そのあり方について早急に検討されなければならない。この場合、地方税の負担原理を応益性に求めるとしても、その見直しに当たっては、前記二で述べた基本的な視点を踏まえる必要があると考える。

法人事業税の外形標準課税の導入については、各都道府県において適正な課税を実施するために外形基準を何に求めるのか、例えば各産業間・地域間等における格差をどのように調整するのか等を慎重に検討するとともに、現行地方消費税との関連についても明確にする等、地方税制における改革の一環として位置付けることが必要である。

地方税制の基幹をなす固定資産税については、納税者に自らの評価内容を明らかにするように措置すべきであり、その評価額については、地方税の性格を十分に考慮したうえで決定すべきである。また、償却資産に係る固定資産税についても、公平な負担となるように課税時期の変更を行う等の適切な措置を講じる必要がある。

五 税務行政手続の整備

行政手続法制定の目的は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益を保護することにあるとされており、税務行政分野においても手続規定の整備が喫緊の課題となっている。我が国の税務行政の執行に関する手続規定は、事前手続規定に不十分な点が見受けられるが、現実には実務的に行われている面も多いことから、順次、これらを国税通則法等に盛り込んでいくことが望まれる。このことによって、納税者の無用な不信感や負担感が払拭され、また、税務行政の執行がより円滑化され、申告納税制度が一層有効に機能することになる。

六 本建議書の構成

本建議書では、平成14年度の税制改正に関する意見を「税制改正（制度的改善及び実務的改善）に関する項目」及び「税務行政の改善に関する項目」に区分し、55項目の改正意見を、その改正理由とともに記載している。

このうち、前記二で述べた税制改革に対する基本的視点に沿って、改正意見を掲げれば次のとおりである。

1．公平な税負担

- (1) 各種の所得控除を整理合理化し、人的控除額（基礎控除、配偶者控除、扶養控除）を引き上げること。なお、人的控除のうち、配偶者特別控除は廃止すること。（P5【所得税関係】1）
- (2) 利子所得・配当所得及び株式等の譲渡所得の課税方法について、原則として総合課税方式とすること。（P6【所得税関係】2）
- (3) 給与所得者に対する課税制度について、申告納税方式を制度上の原則としたうえで、現行の年末調整との選択制とすること。また、給与所得控除について、特定支出控除制度を見直したうえ、実額経費控除と現行の給与所得控除との選択方式に改めること。（P7【所得税関係】6）
- (4) 同族会社の留保金課税制度は、早急に廃止すること。（P9【法人税関係】3）
- (5) 消費税の各種届出書及び承認申請書の提出時期は、その適用を受けようとする課税期間の前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限までとすること。（P11【消費税関係】2）

2．国民にとってわかり易い税制

- (1) 更正の請求をすることができる期間を5年以内（現行1年以内）とすること。また、後発的理由による更正の請求の期間の特例については、1年以内（現行2月以内）とすること。（P2【国税通則法関係】3）
- (2) 交際費課税について、交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な支出は原則として損金算入とするとともに、定額控除限度額内の支出額の20%相当額を損金不算入とする措置を廃止するなどの改善整備を図ること。（P10【法人税関係】5）

3．合理的な納税事務負担

- (1) 源泉所得税の納付期限を翌月20日とすること。（P8【所得税関係】9）
- (2) 「帳簿及び請求書等の保存」の要件については、事業者に過度の負担を生じさせないよう、帳簿における記載事項の整備を図ること。（P13【消費税関係】5）
- (3) 物納制度における順位の廃止、物納財産の範囲の拡大、物納収納価額、延納から物納への切り替え及び物納手続の簡素化を図ること。（P16【相続税・贈与税関係】6）
- (4) 償却資産に係る固定資産税の賦課期日を事業年度の末日（個人については年末日）とし、申告書の提出期限を法人税、所得税の確定申告期限とすること。（P18【地方税関係】7）

4．時代に適合し得る税制

- (1) 不動産所得に係る損益通算を制限する特例措置は、早急に廃止すること。(P 5【土地税制関係】 1)
- (2) 欠損金の繰戻しによる還付制度の停止措置は、直ちに廃止すること。(P 5【還付制限等の税制関係】 1)
- (3) 公益法人等に対する課税について、次のように見直しを図ること。(P 9【法人税関係】 2)
 - 法人税が課税される収益事業の範囲を見直すこと。
 - 収益事業から生じる所得に対する法人税率は、普通法人の税率と同一にすること。
 - 認定 N P O 法人に対する課税については、公益法人等と同様とすること。
- (4) 事業税の外形標準課税を実施することは、何を外形基準とするのかが問題であり、現状では時期尚早であること、特に中小法人に対する配慮を行ったうえで、国民の理解を得るべく、さらに検討を重ねること。(P 18【地方税関係】 8)

5 . 透明な税務行政

- (1) 税務行政の執行に関する手続規定の整備を図ること。(P 1【国税通則法関係】 1)
- (2) 税理士法の書面添付制度(税理士法第 3 3 条の 2 第 1、 2 項) を拡充発展させること。(P 20【税務行政に関する項目】 1)
- (3) 国税不服審判所の機構を改革するとともに、民間人として、税理士を積極的に活用すること。(P 21【税務行政に関する項目】 4)

税制改正（制度的改善及び実務的改善）に関する項目

【国税通則法関係】	1
(制度的改善に関する項目)	1
1. 税務行政の執行に関する手続規定	1
2. 郵送による税務関係書類の提出時期	2
3. 更正の請求の期間	2
4. 重加算税の賦課決定通知書	3
5. 納税者番号制度	3
【所得税・法人税等共通関係】	3
(制度的改善に関する項目)	3
1. 同族会社の行為又は計算の否認	3
(実務的改善に関する項目)	4
2. 減価償却資産の法定耐用年数、償却限度額	4
3. 少額減価償却資産の損金算入限度額	4
【土地税制関係】	5
(制度的改善に関する項目)	5
1. 不動産所得に係る損益通算の特例	5
【還付制限等の税制関係】	5
(制度的改善に関する項目)	5
1. 欠損金の繰戻しによる還付の不適用	5
【所得税関係】	5
(制度的改善に関する項目)	5
1. 所得控除	5
2. 利子所得・配当所得及び株式等の譲渡所得の課税方法	6
3. 離婚に伴う財産分与に係る譲渡所得課税	6
4. 青色事業専従者給与に関する届出制度	6
5. 社会保険診療報酬の所得計算の特例	7
6. 給与所得者に対する課税制度	7
(実務的改善に関する項目)	7
7. 公的年金受給者の確定申告	7
8. 青色申告者の純損失の繰越控除の期間	8
9. 源泉所得税の納付期限	8
10. 準確定申告書の提出期限	8
11. 財産債務明細書の提出制度	8
【法人税関係】	9
(制度的改善に関する項目)	9
1. 中小法人に対する軽減税率	9

2. 公益法人に対する課税	9
3. 同族会社の留保金に対する特別課税制度	9
4. 法人税の延納制度	10
(実務的改善に関する項目)	10
5. 交際費等の課税の特例	10
6. 欠損金の繰越控除期間	11
【消費税関係】	11
(制度的改善に関する項目)	11
1. 消費税の税率	11
2. 消費税の各種届出書及び承認申請書の提出時期	11
3. 事業者免税点及び簡易課税制度の基準期間	12
4. 免税事業者の限度基準額及び簡易課税制度の業種区分	12
(実務的改善に関する項目)	13
5. 帳簿及び請求書等の保存	13
6. 課税売上割合 95% の仕入税額控除額	14
7. 消費税の確定申告期限	14
8. 土地の譲渡に係る課税売上割合の計算	14
【相続税・贈与税関係】	15
(制度的改改善に関する項目)	15
1. 相続税等の財産評価	15
2. 保険金及び退職金の非課税限度額	15
3. 相続税の税率構造	15
4. 相続税の更正の請求	15
(実務的改善に関する項目)	16
5. 相続財産に関する費用等の控除	16
6. 物納手続の簡素化	16
【地方税関係】	16
(制度的改善に関する項目)	16
1. 個人住民税の所得控除	16
2. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外措置	17
3. 事業所税	17
4. 特別土地保有税	17
(実務的改善に関する項目)	17
5. 個人事業税の事業主控除額	17
6. 贈与等の取消しに係る不動産所得税	18
7. 償却資産に係る固定資産税の申告期限	18

8 . 事業税の外形標準課税 18

【国税通則法関係】

(制度的改善に関する項目)

1. 税務行政の執行に関する手続規定の整備を図ること。

理 由

わが国の行政運営の統一的ルールを定めた行政手続法は「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する。」ことを目的として平成6年10月に施行されている。しかし同法の適用は国税通則法第74条の2第1項において、「租税の賦課徴収に関する処分の手続」に関し第2章「申請に対する処分」及び第3章「不利益処分」が適用除外とされ、「行政指導」についても一部が適用除外とされている。また、行政調査については、個別の法律に手続的規制を委ねることとして、行政手続法の本法において適用除外とされている。

その理由は「国税通則法等において必要な範囲の手続を規定して完結した独自の手続体系が形成されている」とされている。もとより、税務行政の分野で手続法を必要としないということではない。

現行の国税通則法においては、申告納税制度が採用されてから半世紀が経過したにもかかわらず、税務調査の事前通知をはじめ更正決定等の第一次処分に至るまでの、税務行政の円滑な執行について権限行使の具体的な範囲や限界等は明文化されていない。また、「税務行政監察結果報告書」(平成12年11月、総務庁行政監察局)においても指摘があるように、適正な申告納税の基盤整備をすべきである。

具体的には、国税通則法第1条(目的)に「税務行政の公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する」との文言を追加し、併せて地方税法第2条の次に2条の2を設けて同様の規定を定めるとともに、

申告手続(申告書等の受理、補正)

帳簿等の具体的資料提示と税務当局の見解の事前照会制度(アドバンス・ルーリング)

調査手続(調査の事前通知、調査の日時及び場所の変更、調査の対象及び調査理由の開示等、第三者に対する調査の制限、調査に関する教示、不必要な調査に対する制限、調査の場所及び調査時間の制限、税務職員に対する忌避の申立てとその処分、特定職業人の守秘義務の尊重、帳簿その他の物件の預り、調査における納税義務者等及び第三者のプライバシーの保護、調査記録の閲覧及び謄写、調査終了の通知書)

処分手続(申請等に対する処分手続、更正及び決定又は申請に対する拒否等の処分と弁明の機会・理由附記、不服申立て等の教示)

苦情申立ての処理手続

税務代理人の範囲等

行政指導の内容

通達制定の手続(日本税理士会連合会及び専門家と協議等)

についての規定を設けるべきである。

2 .郵送によるすべての税務関係書類の提出時期は、郵便物の通信日付印により表示された日(いわゆる発信主義)とすること。(通法22)

理 由

納税者が税務関係書類を郵送により提出する場合において、納税申告書(当該申告書に添附すべき書類、その他当該申告書の添附に関連して提出するものとされている書類を含む。)については国税通則法第22条の規定により、また、更正の請求書、課税標準申告書及び異議申立書又は審査請求書については国税通則法第22条の準用により、その郵便物の通信日付印により表示された日に提出がされたものとみなされている。

しかし、その他の税務関係書類、例えば青色申告承認申請書、消費税の各種届出書等については、到達主義とされている。このため、提出書類の種類によって効力の発生時期が異なることとなり、納税者に無用の混乱を与えている。

また、民法第97条では、隔地者に対する意思表示の効力の発生をその通知の到達した時としているが、これは意思表示の相手方を保護する趣旨である。しかし、税務関係書類の提出は、納税者のする一方的な手続であることから、郵便物の発信時点をもってその効力が発生したものとしても、税務行政に支障を来すことはないと考えられる。

そこで、納税者の便宜及び税務行政の円滑な運営の観点から、国税通則法第22条を改正して、納税者が郵送により税務官公署へ提出するすべての書類の提出時期を、納税申告書等と同様に郵便物の通信日付印により表示された日(いわゆる発信主義)とすべきである。

また、民間業者に依頼した書類の提出についても同様の措置を講じるべきである。

3 .更正の請求をすることができる期間を5年以内(現行1年以内)とすること。また、後発的理由による更正の請求の期間の特例については、1年以内(現行2月以内)とすること。(通法23、70)

理 由

現在、課税庁が行う更正処分のうち、税額を増額するものについては法定申告期限から3年以内、減額するものについては5年以内に期間が制限されている。一方、納税者が更正の請求をすることができる期間は、原則として法定申告期限から1年以内とされている。この結果、法定申告期限から1年を超え5年以内の期間については、課税庁は減額の更正処分をできるものの、納税者からは減額を請求する手段がない。実務上は「嘆願」という方法によって認められる場合もあるが、嘆願を取り上げるか、取り上げないかは課税庁の裁量によるため、納税者は不安定な状況を余儀無くされている。しかしながら、このような状況は、納税者の権利救済の面から考えても好ましいことではない。

したがって、更正の請求をすることができる期間を法定申告期限から5年間とすべきである。

なお、後発的理由による更正の請求の期間の特例については、現行ではその理由の生じた日から2月以内とされているが、特殊な事例のため一般納税者には必ずしも周知されておらず、確定申告の相談時等に、更正の請求の特例が適用できたにもかかわらず期限が徒過していることを知

らされる場合が少なくない。

そこで、後発的理由による更正の請求については、納税者の権利救済を損なうことがないように、その期限を1年以内に延長すべきである。

4．重加算税の賦課決定通知書には、その理由を附記すること。(通法68)

理 由

国税庁は、平成12年7月、重加算税の取扱いについての事務運営指針を公表した。しかし重加算税の課税要件である事実の隠ぺい、仮装について理論的に定義づけがされておらず、重加算税の賦課対象となる行為の例示にとどまっている。申告納税制度の趣旨に鑑み、他の理由附記制度と同様に、課税庁の処分 of 慎重さと納税者の不服申立ての便宜のために、重加算税の賦課決定通知書にはその賦課決定の理由を附記することを義務付けるべきである。

5．申告納税制度の下における税負担の公平を維持確保するため、個人情報保護の立法等を整備したうえで、納税者番号制度の検討を行うこと。

理 由

納税者番号制度は、総合課税制度や申告納税制度の機能を維持し、課税の適正、公正を実現し、税負担の公平を維持するための有効な制度の一つであることは理解できる。

しかしながら、この制度にはさまざまな個人情報効率的に収集される反面、その目的が税務の適正運営にあるとしても、個人として他人に知られたくない秘密の情報も含まれている。そこで、これらの個人のプライバシーを保護し、情報公開等の適正な運営に関連する法制度を整備することが必要であり、いわんやすべての行政庁間で使用される共通番号制度にあっては、プライバシーの保護等に関する制度の確立が導入の前提条件とならなければならない。

さらに、誤った情報が入力されることを避けるために、本人から情報の内容の開示を要求された場合には、本人に係る情報を開示し、本人から訂正の申し出があった場合には適切な対応が図られるべきである。

したがって、現在のように経済取引が複雑化した状況において、税負担の公平を図り、総合課税制度や申告納税制度の機能を維持していくためには、納税者番号の必要性について検討する必要がある。なお、この検討に際しては、個人情報保護に関する法律の整備、民間が負担する納税コスト等についても併せて検討を行うべきである。

【所得税・法人税等共通関係】

(制度的改善に関する項目)

1．同族会社の行為計算否認規定における「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を法令で明確にすること。(所法157、法法132、132の2、相法64、地価法32)

理 由

同族会社の行為計算否認規定は、隠ぺい・仮装行為に基づく脱税行為と異なり、形式上合法的

な租税回避行為等に対処するために設けられたものであるが、条文において「税の負担を不当に減少させる結果」とだけ表現しているために、要件が抽象的かつ包括的であり、課税要件明確主義の見地等から、本来的には、この規定を廃止すべきであるとの意見も見受けられる。

しかしながら、租税回避行為については、順次個別立法において対応されつつあるものの、常に新たな手段が考案され、止まるところがない。

したがって、このような包括的な規定を存続させておく意義も認めざるを得ないとも考えられるが、現行規定では、「税の負担を不当に減少させる結果」の意義について何ら明らかにされていない。

そこで、行為計算を認定する税務署長の裁量権については、その基準が不明確であり、かつ、恣意性を排除するため、法令においてその意義を明確にすべきである。

(実務的改善に関する項目)

2. 減価償却資産の法定耐用年数を見直し、償却限度額の計算についても見直すこと。(耐用年数省令)

理由

減価償却資産の法定耐用年数は、物理的及び機能的減価並びに経済的減価を見積もり、これらを勘案したうえで決定される。

しかし、最近の急速な技術革新や素材の開発、進歩等によって、法定耐用年数と実際の利用年数との間に著しい乖離を生じている。平成13年度の税制改正により、電子計算機については耐用年数の短縮が行われたが、LANシステムについては改正されていないのでこれを短縮すべきである。なお、品質改良等による機能的、経済的劣化の実情から減価償却資産全般についても、特に経済的耐用年数を重視して全面的に見直しを行い、さらに今後も定期的に見直しを行っていく必要がある。

また、現行の償却率(定率法)及び償却の基礎金額(定額法)は、残存価額を当該資産の取得価額の10%相当額として定められているが、取得価額の5%相当額として定めるべきであり、さらに、償却可能限度額についても、減価償却資産の除却に当たって相当の費用が必要であることから、備忘価格(1円)まで償却できるように引き上げるべきである。

3. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入限度額を引き上げるとともに、一括償却資産の損金算入制度を廃止すること。(法令133、133の2、所令138、139)

理由

少額減価償却資産の取得価額の一時損金算入限度額は平成10年度の税制改正により10万円未満とされたが、物価水準の上昇、事務の簡素化、償却資産の多様化の見地から逆行するものであり、改正前の20万円未満に引き上げるとともに10万円以上20万円未満の一括償却資産の損金算入制度は廃止すべきである。

【土地税制関係】

(制度的改善に関する項目)

1. 不動産所得に係る損益通算を制限する特例措置は、早急に廃止すること。(措法41の4)

理 由

この特例措置では、不動産を借入金によって取得し、その利息が生じて不動産所得に損失が生じた場合、節税規制の観点から、必要経費に算入された土地等の負債利子については損益通算が認められていない。

不動産所得に係る損益通算を制限する特例措置は、土地の高騰時に導入された制度であり、平成10年度の税制改正により、法人税においては、新規取得土地等に係る負債利子の課税の特例が廃止されたのと照らしても、租税原則を逸脱しているので早急に廃止すべきである。

【還付制限等の税制関係】

(制度的改善に関する項目)

1. 欠損金の繰戻しによる還付制度の停止措置は、直ちに廃止すること。(措法66の14)

理 由

法人税は各事業年度毎に課税することを原則としているが、欠損金の繰戻しによる還付制度は、年度によって異なる利益変動を平均化させる目的と、さらには、将来の業績回復が望めないときの救済措置として事業を安定させる目的で制度化された措置である。また、一定範囲内で繰越欠損金の損金算入制度とのバランスを保つ意味も持っている。

欠損金の繰戻し還付制度は、適用可能性の低い設立後5年以内の中小法人等にのみ適用するのではなく、資金調達力の脆弱な中小法人全般にとって必要なものであり、また、最近のような将来の所得の見込みのない不況期においては、特に要請される制度である。

したがって、この停止措置は直ちに廃止し、法人税本則を適用し、欠損金の繰戻し還付を認めるべきである。

【所得税関係】

(制度的改善に関する項目)

1. 各種の所得控除を整理合理化し、人的控除額(基礎控除、配偶者控除、扶養控除)を引き上げること。なお、人的控除のうち、配偶者特別控除は廃止すること。(所法83、83の2、84、86)

理 由

税制は簡素であるべきにもかかわらず、所得税法の所得控除は、必要以上に個人的事情を斟酌し、複雑・難解なものになり過ぎている。

また、時間の経過と共にその必要性が薄れたもの(生保・損保控除)や、他制度で手当すべきもの(医療費控除)もある。

これらは、人的控除の大幅な引き上げにより吸収し整理合理化する方向で、全面的に見直すこ

とが必要である。

その際考慮すべきことは、現行人的控除の合計が今の生活保護基準にも満たないということであり、これはどうしても解決しなければならない大きな矛盾である。

なお、配偶者特別控除は、理論的に整合性を見出せないと同時に、結果的に片稼ぎ世帯の課税を軽減させる効果を生じ、共稼ぎ世帯、親子世帯、独身者等との間に不公平感が、また、青色事業専従者や白色事業専従者が適用を除外されていることから公平を欠いている。

さらに、この制度を最も多く利用する給与所得者にとっては、配偶者の年収が確定する前の見込額で年末調整をすることによる事後の修正や、勤務先へのプライバシーの開示など運用面での問題点が多く、女性の社会進出の妨げになるとの批判もあり、廃止すべきである。

2．利子所得・配当所得及び株式等の譲渡所得の課税方法について、原則として総合課税方式とすること。(措法3、8の2、8の4、37の10)

理 由

所得税の基本的考え方は、総合課税である。

ところが、現行税制では、利子所得、有価証券の譲渡所得等については、分離課税とされており、税負担の公平原則に反している。

一方、株式等の譲渡損失については、原則として他の所得との通算はできない。

これでは、間接金融から直接金融へ、そして投資者がリスクを負う仕組みを構築しようという社会の大きな流れの中で、税制がそのネックになっていると言われても仕様がなない。

したがって、これらの所得については、基本的考え方に戻り、かつ損益通算も可能な総合課税とすべきである。

なお、その場合「納税者番号制度」についても、当然検討する必要がある。

3．離婚に伴う財産分与に係る譲渡所得課税については、分与を受けた者が当該財産を譲渡したときに課税すること。(所法59)

理 由

離婚に伴う財産分与は、婚姻期間中に取得した夫婦共有財産の清算、離婚原因に基づく慰謝料、婚姻解消後の扶養扶助料等の性格を有すること、譲渡所得としては未実現であり、対価の授受がなく担税力がないこと等を考慮して、当該財産の分与を受けた者がその財産の取得時期、取得価額を引き継いだうえで財産を譲渡したときに課税することとすべきである。

4．青色事業専従者(以下、青色専従者という)については、青色専従者給与に関する届出制度を廃止するとともに、一般の給与所得者の場合と同様に退職金の支給を認めること。(所法37、56、57)

理 由

所得の計算上、必要経費に算入される青色専従者給与の金額は、税務署に届出をした当該専従

者の給与所得に係る収入金額とされている。青色申告者は事業と家計との分離が行われており、青色専従者の労働の実態、給与の支給形態等も一般の給与所得者の場合と何ら異なることはない。さらに、青色専従者の把握は、青色申告決算書の記載事項により判明することでもあり、青色専従者給与に関する届出制度は廃止すべきである。

なお、青色専従者も、一定の要件の下で合理的な範囲で定められた退職金の支給については、一般給与所得者たる従業員と同様に必要経費への算入を認めるべきである。

5．社会保険診療報酬の所得計算の特例措置を廃止すること。(措法26、67)

理由

所得計算は、本来、記帳に基づく収支計算によるべきであり、社会保険診療報酬に関する所得計算のように概算により経費を計算する制度は、他の所得計算においては採られておらず、課税の公平の見地から、この特例措置は廃止すべきである。

6．給与所得者の税額確定方式については、申告納税方式を制度上の例外としたうえで、現行の年末調整との選択制とすること。また、給与所得控除については、特定支出控除制度を見直したうえで、実額経費控除と現行の給与所得控除との選択方式に改めること。(所法28、57の2、181～198)

理由

現在例外的な制度としてある給与所得者の特定支出控除は、条件さえ許せば当然原則的制度になる筈であるから、現行の特定支出控除の対象範囲を抜本的に拡大して、実額経費控除による申告納税の機会を広げ、現行の給与所得控除や年末調整による方法との選択を認めるようにすべきである。

年末調整制度は、世界的に見て稀な制度であり、給与所得者の勤務会社に対するプライバシー開示、納税者(権利)意識の希薄化等の問題がある。事務量の軽減はこれらの問題を解決し、必然的に「給与所得者の確定申告」への道を開くことになる。

2003年(平成15年)に導入される電子申告制度は、その普及に伴い税務当局の事務量軽減をもたらし、事務量増大を理由に拒んでいた給与所得者の確定申告制への移行を可能にする。

(実務的改善に関する項目)

7．公的年金受給者のうち、扶養控除等申告書の提出者については、その支払者において年末調整に準ずる措置を講じ、納税手続を簡素化すること。(所法203の5)

理由

公的年金受給者のうち、扶養控除等申告書の提出者については、当該年金の支払者において年末調整に準ずる措置を講じ、公的年金以外に収入のない者については選択により確定申告を不要とする等、高齢者の納税手続を簡素化すべきである。

8．青色申告者の純損失の繰越控除期間を7年に延長すること。(所法70)

理 由

青色申告者の純損失の繰越控除期間は3年とされているが、事業の性格そのものは法人・個人を問わず同様であり、当然に事業の継続性が認められる。なかでも青色申告者については帳簿等の整備も行われており、実態として小規模の法人と何ら異なるところはない。

したがって、更正の除斥期間や徴収権の消滅時効との均衡を図り、純損失の繰越控除期間については、7年に期間を延長すべきである。

9．源泉所得税の納付期限を翌月20日とすること。(所法181、183、199、204、216)

理 由

公租公課の納付期限は、多くの場合月末となっているが、源泉所得税については、翌月10日とされている。しかし、10日間という日数では、休日の増加で実働日数が減少している現状から、源泉徴収義務者に与える時間的な事務負担が大きい。特に、年末年始の特別な期間に年末調整事務を完了し、その過不足額を翌年1月10日(一定の要件を満たす場合には1月20日)までに納付することは、非常に困難になりつつある。

したがって、この事務負担を緩和するため、納付期限を給与等を支払った日の翌月20日とすべきである。なお、この場合納期の特例に係る納付期限についても当然各期間(1月～6月、7月～12月)の最終月の翌月20日までとなる。

10．居住者が年の中途で死亡した場合において、準確定申告の申告期限を申請により延長する制度を認めること。(所法124、125)

理 由

現行のいわゆる準確定申告の期限は、相続の開始を知った日の翌日から4月を経過した日の前日までとなっている。しかし、例えば被相続人のその年の所得の確定は、相続財産の検討と並行して行われるのが一般的であり、相当の期間が必要である。

よって、それらを考慮して準確定申告の申告期限は申請によって延長する制度を認めるべきである。

11．財産債務明細書の提出制度を廃止すること。(所法232)

理 由

財産債務明細書の提出制度は形骸化している。したがって、簡素合理化の見地から当該制度を廃止すべきである。

【法人税関係】

(制度的改善に関する項目)

1. 中小法人に対する軽減税率の対象となる所得金額を年1,600万円程度に引き上げること。

(法法66、負担軽減法16)

理由

中小法人に対する軽減課税の特例は、昭和30年に創設され、昭和56年に現行の年800万円となり現在に至るまで据え置かれたままである。

大企業は間接金融だけでなく自社での直接金融が可能であるが、中小企業は金融機関からの借入れに頼らざるを得ないため、資金調達コストが大企業よりも大きくなる傾向にある。さらに、借入れの際には、大企業の7割が自社所有の不動産のみを担保提供しているのに比べ、中小企業はその法人代表者の不動産をも担保としている例が多い。さらに中小企業が借入れをするには、代表者の個人保証が必要となる。昨今のように金融機関の貸出し姿勢が厳しい状況では、資本市場における大企業と中小企業の立場の差は歴然としている。

中小企業に対する軽減税率は、わが国の経済の中核を支える中小法人の経営基盤が相対的に弱く、担税力が少ない点を補うために設けられた制度であることから、時機に応じた見直しを図るべきであり、その対象となる所得金額を年1,600万円程度に引き上げるべきである。

2. 公益法人等に対する課税について、次のように見直しを図ること。(法法2、4、7、66、法令5)

法人税が課税される収益事業の範囲を見直すこと。

収益事業から生じる所得に対する法人税率は、普通法人の税率と同一にすること。

認定NPO法人に対する課税については、公益法人等と同様とすること。

理由

公益法人等に対する課税については、事業活動の多様化、複雑化に対応して、課税の公平の観点から、現行の限定列挙された収益事業の範囲をその公共性を考慮したうえで見直すべきである。また、公益法人等の行う収益事業と同一の事業を営む一般私企業との競合関係を考慮し、税率を普通法人と同一とすべきである。

認定NPO法人(特定非営利活動法人)が、その本来の目的である公益的事業を遂行するうえで資金獲得手段としてやむを得ず収益事業を営むことも必要となるので、公益法人等と同様に、みなし寄附金を認めるべきである。さらに、今後のNPO法人の実態を見極めたうえで、その本来の課税のあり方について検討すべきである。

3. 同族会社の留保金課税制度は、早急に廃止すること。(法法67、措法68の3の2)

理由

同族会社の利益処分はその同族株主が自由に決定できることから、個人株主の配当所得に対する累進所得課税を免れるために、恣意的に配当を低く抑えることが想定される。留保金課税制度

はその代替的課税として同族会社の一定の留保金額に対して課税するものとして昭和29年に創設された。

しかし、所得税率が引き下げられ法人税率との較差が縮小したこと、会社が利益の配当を抑え社内留保することは健全な財務体質強化策として一般に認められていること、非同族会社にあっても配当政策に恣意性がないとはいいがたいことなどから、同族会社にのみ追加的負担を強いることとなる留保金課税の制度には問題がある。

平成12年度税制改正において、一定の中小企業・ベンチャー企業などに該当する同族会社については、2年間の時限措置としてこの制度は適用しないこととされた。しかし、恩恵的に留保金課税を不適用とするのではなく、上記の理由からこの制度そのものを廃止すべきである。特に不況期においては経営基盤の弱い中小法人が将来に備え内部留保を厚くするのは当然の行動であり、早急に留保金課税制度を廃止すべきである。

4．法人税の延納制度を一定期間に限り復活させること。(旧法78)

理 由

法人税の延納制度は、昭和59年において、当時のわが国の財政状況が赤字状態で推移していたこと、税収の自然増には大幅な期待はできなかったこと、所得税減税の必要性があったことなどから、法人税率の引き上げなどにより財源を確保するための一環として廃止されるに至った。

しかし、現在の状況は当時以上に深刻であると思われ、特に、バブル経済崩壊後の長期不況、金融機関等のいわゆる貸し渋り等から、企業の資金調達環境はますます悪化している。

したがって、このような状況が解消されるまでの一定期間に限り、法人税の延納制度を復活させるべきである。

(実務的改善に関する項目)

5．交際費課税について、交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な支出は原則として損金算入とするとともに、定額控除限度額内の支出額の20%相当額を損金不算入とする措置を廃止するなどの改善整備を図ること。(措法61の4)

理 由

交際費課税は企業の冗費節約と自己資本の充実を目的として制定されたが、その後の経済の発展とともに課税の範囲が拡大・強化されて現行の規定となっている。

しかし、その間、経済社会や企業経営の実態の変化に目を向けることなく、安易に課税(徴税)の強化に進んだように見受けられる。

現在の経済環境にあって、企業は冗費を支出する余裕はなく、本制度の制定当時とは全く事情が異なっている。したがって、交際費等の範囲について見直しを行ったうえ、冗費とは考えられない社会通念上必要な範囲の慶弔費等は、通常の企業活動において必要な支出であるとして損金算入すべきである。また、祝賀行事等に際して受け入れた祝金をその祝賀行事等の費用から控除する、いわゆる純額計算を認めるべきであり、支出側と受取側との二重課税にならないよう改善

整備を図る必要がある。

さらに、定額控除限度額内の一定割合を損金不算入とすることは、理論的根拠が全く見出せず、即時廃止すべきである。

6．欠損金の繰越控除期間を7年に延長すること。(法法57)

理 由

欠損金の繰越控除期間は、青色申告法人について5年間しか認められていない。欠損金の繰越期間に制限を設けられている理由の一つは、更正決定等の除斥期間内に発生した欠損金に限定することにあるが、昭和56年に除斥期間は5年から7年に延長されている。また、不況期においては5年間の繰越控除期間では欠損金を吸収できないことも多く、繰延税金資産の計上にも問題が生じる。特に中小法人の財務体質を強化する必要からも欠損金の繰越控除期間を7年に延長すべきである。

【消費税関係】

(制度的改善に関する項目)

1．消費税率の見直しには慎重であるべきであり、複数税率を設けないこと。(消法29)

理 由

消費税は消費全般に広く薄く負担を求める性格上、ほとんど全ての国内取引と輸入取引に課税されており、非課税とされる取引は極めて限定されているところである。

最近の課税動向は平成9年に税率が5%に引き上げられる一方で、法人税、所得税は平成10、11年に税率の引き下げ等が行われており、所得、消費、資産等の課税バランスは変化しつつある。

今後、国、地方の厳しい財政状況の下で、少子・高齢化等社会構造に対応した負担のあり方が議論される場合、消費に対する課税の比率が高まる方向に向かうことが強く予測される場所である。

しかしながら、こういった方向での改正は社会全般に大きな影響を与えるものであるから、安易に税率の引き上げをすべきでない。徹底した行財政改革を推進し、国民の理解を得る必要があるとともに、少子・高齢社会における福祉のあり方や、所得、消費、資産等の課税バランスのあり方といったことについて慎重かつ十分な検討を行い、国民のコンセンサスを得たうえで実施すべきである。

また、制度の簡素化を重視する観点から複数税率への移行には反対である。

2．消費税の各種届出書及び承認申請書の提出時期は、その適用を受けようとする課税期間の前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限までとすること。(消法9、37、令20)

理 由

消費税の各種届出書及び承認申請書の提出及び提出時期はその効力の発現に直結するので納

税者に与える影響が大きく、届出書等の提出の是非とともに提出時期の判断は重要である。

消費税の各種届出書及び承認申請書について、現行のようにその適用を受けようとする課税期間の開始日の前日までに行う場合は、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることが多く、公平性や社会構造への適合性の面から問題がある。

したがって、その提出時期については、納税者が無理なく提出することができる時期とすることが適当であり、その適用を受けようとする課税期間の前課税期間の確定申告書の提出期限までとすべきである。

3．納税義務の免除制度を申告不要制度に改めるとともに、申告不要及び簡易課税制度の判定については、基準期間による制度を改め、当該課税期間の課税売上高に基づいて判定する制度とすること。

また、簡易課税制度の適用については、届出制を廃止し、その選択は申告書の記載要件とすること。(消法2、9、37)

理 由

前々年又は前々事業年度の課税売上高を判定基準とする基準期間による制度の弊害には次のようなものがある。

- (1) 基準期間の課税売上高が3,000万円以下の事業者は、当該課税期間の課税売上高の如何にかかわらず免税となり益税問題が生じる。逆に3,000万円超の場合には、当該課税期間の課税売上高が3,000万円以下となっても納税義務が生じることになり、事務負担を強いられることになる。
- (2) 簡易課税制度については当該課税期間の課税売上高が大きく、本則計算による事務負担を求めるに足る規模となっても、基準期間の課税売上高が2億円以下であれば簡易課税を適用することになる。逆に、基準期間の課税売上高が2億円超であれば、事業縮小等により事務負担が免除されるべき規模の事業者であっても、本則による計算を強いられる。
- (3) 免税事業者における課税事業者選択、簡易課税制度選択などに係る届出書の効力が、提出日の属する課税期間の翌課税期間以後であり、中小事業者においては常に1年ないし2年先の状況を予測しなければならない。

当該課税期間の売上高に基づいて判定する制度とすることにより、課税事業者や簡易課税制度の選択は当該課税期間終了後に行うことになり、上記の問題は全て解決できる。

また、簡易課税制度については創設後すでに相当期間経過し、事業者において定着したと認められるから、その適用を事前に届出る必要性はなく、届出制を廃止し申告書記載要件とすべきである。

4．免税事業者の判断基準3,000万円を見直すこと。また、簡易課税制度の適用要件である課税売上高を引き下げるとともに、業種区分を見直すこと。(消法9、37)

理 由

消費税率が3%から5%（地方消費税を含む）に変更されたことに伴い、消費者が負担した消費税額の一部が、中小事業者の収益を構成する結果となる場合も増大した。そもそも、消費一般に幅広く負担を求めるといふ消費税の趣旨、あるいは産業経済に対する中立性の確保という観点からは、極力免税制度を設けないことが望ましい。したがって、現行の免税事業者の限度基準額3,000万円についても見直しが必要である。

また、消費税率の上方又は下方のいずれかへ変動があった場合においても、一般消費者からのいわゆる「益税」に対する疑念を払拭させる必要があるので、当該限度基準額の見直しが必要である。

一方、簡易課税制度は中小事業者の事務処理の負担を軽減する目的で設けられているのであるが、実務的には、原則的な方法と比較した場合の納税額の大小を基準にして選択されているのが実情である。その結果、同一の課税売上高であっても、選択の如何により納税額に差が生じることとなる。簡易課税制度を選択した場合と選択しない場合とで、納税額に差が生じないように、みなし仕入率を見直す必要があろう。これにより、当該課税期間の課税売上高に基づいて当該課税期間終了後に簡易課税を選択することになっても、有利不利は生じない。

（実務的改善に関する項目）

5. 「帳簿及び請求書等の保存」の要件については、事業者に過度の負担を生じさせないように、帳簿における記載事項の整備を図ること。（消法30）

理由

仕入税額控除については、事業者は他者の税を預かって納付を行うのであるから、計算のための事務負担や費用負担は極力軽減されるべきである。また、わが国の記帳慣行の成熟性やその水準の高さに鑑み今後も帳簿方式を維持し、特別な手続を必要とするインボイス方式へは移行すべきではない。

一方、課税取引の検証性については、帳簿方式であっても、帳簿や証憑類を整備保存することによってインボイス方式同様に検証することが可能である。

しかしながら、平成9年4月1日以降施行されている「帳簿及び請求書等の保存」の要件においては、形式主義が重視される結果、請求書等で確認できる事項についても帳簿への重複記載を余儀無くされるなど、効率的な事務処理を心がける記帳実務の流れとは相反する実態が多々見受けられる。また、場合によっては、事業者と課税庁との間において多くの摩擦が生ずることも予測される。

したがって、「帳簿及び請求書等の保存」の要件については、検証性を重視する見地から、まず「請求書等の保存」を中心として位置付け、請求書等に不備がある場合に限り帳簿に補完のための記載を求めることとすれば、帳簿の記載要件を緩和しても課税取引の事実の検証は十分に可能である。

よって、合理性や効率性を前提とする記帳実務の実態に配慮した仕入税額控除制度を整備すべきである。

6．課税売上割合が95%以上の場合の仕入税額的全額控除は、中小法人に限定すること。

(消法30)

理由

現行消費税法では、課税売上割合が95%以上の場合、仕入税額的全額が控除できるとされている。しかし、大企業等事務処理能力のある事業者の場合、現実には仕入税額について按分計算を行っており、これによる益税が生じている。したがって、課税売上割合が95%以上の場合の仕入税額的全額控除を見直し、事務負担の軽減から措置されたこの制度は中小法人に限り、適用を認めるべきである。

7．法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている事業者の消費税の確定申告期限については、法人税同様予納を前提に課税期間終了後3月以内とすること。(消法45)

理由

法人税法第75条の2の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受けている法人については、事業年度終了の日の翌日から3月以内に法人税の申告書を提出することができることとされているが、消費税の確定申告書の提出期限については延長の特例がない。消費税の申告実務は法人税の申告と並行して行っており、消費税の申告後に消費税の課税標準や仕入税額控除に変動をもたらす計算が発生するため、修正申告や更正請求を行っており、事務手続に大きな負担となっている。

したがって、法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている法人については、法人税と同様、消費税の確定申告書の提出期限を予納を前提として、課税期間終了後3月以内とすべきである。

8．固定資産である土地の譲渡については、譲渡価額の5%を非課税売上高とし、課税売上割合を計算すること。(消法30)

理由

固定資産である土地の譲渡は経常的に発生するものではなく、また、土地の処分にあたって直接要する時間や労力等のもとより、間接的な手間もほとんどかからないのが通例である。

課税売上高が少額な事業者においては固定資産である土地の譲渡があった場合、課税売上割合の計算にあたって非課税売上の割合が相対的に高まり、課税売上割合が95%を下回ることとなる。そのため、一般管理費に係る仕入税額を共通仕入として按分することとなり、事業形態に変化がないにもかかわらず、固定資産である土地の譲渡のない課税期間に比し、控除対象仕入税額が減少し、極めて不合理な結果となっている。

そこで、固定資産である土地の譲渡については、有価証券の譲渡の場合に準じ譲渡価額の5%を非課税売上とする等、課税売上割合に大幅な変動が生じないようにするべきである。

【相続税・贈与税関係】

(制度的改善に関する項目)

1. 財産評価の通則を法令において規定し、評価額の決定手続を整備すること。また、相続財産の価値が申告期限までに著しく低下した場合には救済措置を講じること。(相法22、26の3)

理由

相続税等における財産評価の通則は、相続税法第22条において「当該財産の取得の時ににおける時価」によるとしか法定されておらず、実務上は課税庁の取扱いである財産評価基本通達にしたがって評価額の計算を行っているのが実情である。

しかしながら、相続税等においては、財産評価が課税標準及び税額に大きく影響を及ぼすものであり、租税法律主義の観点からは好ましくない。

したがって、評価の通則を法令において規定すべきである。

特に土地評価については、相続税法第26条の3(土地評価審議会)の規定があるが、より納税者の意見が反映されるような実効性のある手続として、公正な財産評価のための協議機関制度等の導入が必要である。

また、相続財産の価値が申告期限までに著しく低下した場合には、納税者の実質的担税力が失われており、原則的な評価の方法により難しい場合の救済措置を設ける必要がある。

2. 相続税における保険金及び退職金の非課税限度額を引き上げること。(相法12)

理由

相続税における生命保険金及び退職金の非課税限度額については、相続人の生活の保障を目的として設けられたものであるが、年金等の公的扶助による社会保障制度が少子・高齢化等により十分に機能しなくなっている。自助による相続人の生活の保障のため、保険金及び退職金は重要性を増している。また、相続税の納税資金を確保するために利用されている場合が多い。

したがって、これらの見地から非課税限度額を相当程度引き上げる必要がある。

3. 相続税の税率を50%を最高とした税率構造とすること。(相法16)

理由

所得税の補完的役割を有する相続税において、その最高税率70%は、すでに見直しが実施された所得税の最高税率との格差が大きくなっている。諸外国と比較しても極端に高い状況であり50%を最高税率とした税率構造とすべきである。

4. 相続税の更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行があり、求償権の行使が不能な場合」を加えること。(相法32)

理由

保証債務は、相続開始時において負担が確実なもの以外は債務控除の対象とならないとされて

いる。国税通則法の更正の請求期間経過後に被相続人がした保証債務の履行があり、求償権の行使ができない場合には、当然相続税の課税価格を修正すべきであり、これを容認しないのは相続税本来の目的に反し不合理である。

(実務的改善に関する項目)

5. 相続財産に関する費用は、相続財産から控除すること。(相法13、14)

理由

相続税は被相続人の相続開始時の財産を基として課税標準を計算し、課税する制度である。ところが、生命保険金や退職金については相続財産とみなして課税されている。

一方、相続の手續に不可欠な相続登記や遺言の執行に関する費用は、相続財産を減額させる要因であり、みなし債務として消極財産を構成するものである。民法第885条では「相続財産に関する費用は、その財産の中から、これを支弁する」と規定し、同法第1021条では「遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とする」と規定している。一定期間内に確定したこれらの費用は、担税力の観点からも相続財産から控除すべきである。

6. 物納制度における順位の廃止、物納財産の範囲の拡大、物納収納価額、延納から物納への切り替え及び物納手續の簡素化を図ること。(相法41、42、43)

理由

近年、物納申請をする納税者が増加する一方、物納制度の不合理や手續の複雑さが指摘されている。合理的でより簡素で迅速な納税が行われるよう、次のような改善を図るべきである。

物納財産の順位の規定を廃止し、収納条件を緩和すること。

相続人固有財産の物納を認めるなど、物納財産の範囲を拡大すること。

小規模宅地等の特例を受けた財産及び相続開始前3年以内の贈与により取得した財産の収納価額は、相続税の課税価格計算の基礎となった価額とされているため、時価と著しく異なる場合がある。しかしながら、代物弁済としての物納財産収納価額は、時価によることが経済合理性に適い、国民感情にも沿うことから、相続税法第22条に規定する時価とすること。延納期間中であっても、延納から物納への切り替えを原則として自由とすること。

物納手續の簡素化を図ること。

【地方税関係】

(制度的改善に関する項目)

1. 個人住民税の所得控除を所得税法と同一とすること。(地法72、314の2)

理由

個人住民税の所得控除額は所得税の控除額よりも少ないため、住民税所得割の課税最低限は、所得税の場合よりも低く、生活保護基準額をも下回っている。そのため地方税法附則第3条の3によって生活保護費の水準を若干上回る非課税限度額を設けて均等割を課することができない

こととしている。しかし、この措置は税制を複雑にしているだけであり、住民税と所得税の所得控除を同一とすることで、税制を簡素化し課税最低限を同一にすべきである。

2．事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すること。(地法72の14、72の17)

理 由

地方税法において、事業税を課する事業範囲が定められているが、社会保険診療報酬等に対する課税除外措置については、税制における公平の立場から容認し難いものがある。

医師優遇税制を是とする政策的意義は薄れてきており、これを廃止し実額計算とすべきである。なお、過疎地医療等については、税制以外の方法で手当てを講じるべきである。

3．事業所税を廃止すること。(地法701の30～74)

理 由

事業所税は、指定都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てる目的で、事業所用家屋の床面積や従業者の給与総額を課税標準として制定されている。この様な目的で導入された地方税には事業税や固定資産税、都市計画税等があり、これらと重複課税になっている。

さらに、本税の適用は、人口を基礎とした都市ごとの指定となっているため、地域間の税負担に不公平が生じている。

したがって、事業所税は廃止すべきである。

4．特別土地保有税を廃止すること。(地法585～629)

理 由

特別土地保有税は、土地政策上、昭和48年度の税制改正において、国税における法人に対する短期譲渡益重課税制度と併合して設けられたものである。

その後、土地の取引活動や地価の動向が往時に比べ鎮静化の傾向となり、また、国土利用計画法の施行等によって、土地利用あるいは土地取引規制に関する諸制度の整備が進むなど、創設当時と環境条件においてかなり変化がみられてきた。

このため、昭和53年度、57年度、60年度と再三の改正がなされた経緯もあるが、現時点における地価の鎮静化及び投機的取引の抑制と有効利用の促進も顕著であり、この創設目的もほぼ達成したものと見られる。また、税収全体に占める構成比も減少の傾向にある。

以上の見地から特別土地保有税は廃止すべきである。

(実務的改善に関する項目)

5．個人事業税の事業主控除額を少なくとも500万円程度(現行290万円)に引き上げること。(地法72の18)

理 由

個人事業税における事業主控除の制度は、事業税の対象から給与収入に相当する所得を除外することを目的として制定されているが、十分にその機能を果たしているとは言い難い。

したがって、事業主控除額を少なくとも給与所得者の平均給与額と足並みを揃えるべく見直されなければならない。現在の民間給与の平均額は461万円（国税庁「平成11年度分民間給与の実態」）であり、また資本金2,000万円未満の中小企業の役員の平均給与額は650万円前後であることから、事業主控除の額を少なくとも500万円程度に引き上げる必要がある。

6．一定期間内（例えば1年以内）に贈与等の取消しがあった場合において、不動産取得税の賦課制度を見直すこと。（地法73の7）

理 由

不動産取得税は、贈与等による不動産の所有権の移転がその後解消され、旧に復した場合にも、原則として再度課税される。

しかし、所有権の取得原因の解消により旧所有者に復することは、不動産の取得そのものが無くなったことになる。

したがって、一定期間内に贈与等の取消しがあった場合には、不動産取得税を課すべきでなく、また、当初の贈与等により賦課された不動産取得税も還付すべきである。

7．償却資産に係る固定資産税の賦課期日を事業年度の末日（個人については年末日）とし、申告書の提出期限を法人税、所得税の確定申告期限とすること。（地法349の2、359、383、394）

理 由

償却資産に係る固定資産税は、申告を基礎とした賦課徴収の方法が採られており、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産の状況を1月31日までに市町村長に申告しなければならないこととされている。

一方、法人である納税義務者は、商法等に規定する決算手続において、その事業年度末日における償却資産を含む固定資産の未償却残高を確定させる必要がある。

したがって、12月末日が事業年度末日でない法人は、決算手続とは別に、償却資産に係る固定資産税の申告業務を行わなければならないことになる。

このような法人の申告業務を簡素化するとともに、市町村の事務の平準化を図るために、償却資産に係る固定資産税については、その賦課期日を事業年度の末日（個人は年末日）とし、申告書の提出期限を法人税、所得税の申告期限とすべきである。

8．事業税の外形標準課税を実施することは、何を外形標準とするのが問題であり、現状では時期尚早であること、特に中小法人に対する配慮を行ったうえで、国民の理解を得るべく、さらに検討を重ねること。

理 由

事業税の性格は、行政サービスを受けることに対するコストとして一般的に理解されているところである。

しかしながら、現在の事業税は長年にわたり所得金額を課税標準としており、地方税の性格からすれば、応益負担とすべきとの考え方もあるが、現行制度は応能負担の原則により事業税が課税されている。

事業税を応益負担とすることは、地方自治の性格からすれば妥当であると考えられる。

しかし、外形標準課税の検討に当たっては、今後の日本経済を考えていくうえで必要な経済の活性化や国土の均衡ある発展を果たすために、これからの地方税制は如何にあるべきかについて検討されるべきである。

一方、その実施に当たっては、何をもちて課税標準としていくのかが困難な問題である。

例えば、理論的には、この企業の経済活動の規模を表す付加価値がその企業の受益を最も適切に反映するとされている。

しかし、現実にはその付加価値をどのように算定するのか、各産業間で付加価値率の差があり、付加価値を課税標準とした場合に生じる産業間格差をどう調整するのか、同じく地域間格差をどのように調整するのか、結果的に生じることになる赤字法人に対する課税（担税力の問題）などが明確にされていない。

また、付加価値が企業の受益を測定する尺度として最適であるという意見についても、必ずしも正しいとは言えないという反論もある。

事業税の外形標準課税を実施することは地方税のあり方として積極的な検討は必要と考えられるものの税負担の公平、特に中小法人に対する配慮等が明確でない状況下では、時期尚早であると言わざるを得ない。これの実施に当たってはその是非も含めてさらに検討を重ねるべきである。

税務行政の改善に関する項目

1. 書面添付制度	20
2. 事前表明手続（アドバンス・ルーリング、クロージング・アグリメント）	20
3. 税務署に提出した書類の閲覧及び謄写	20
4. 国税不服審判所	21
5. 固定資産課税台帳の縦覧制度	21
6. 固定資産税の価格等に係る審査申出制度	22

【税務行政に関する項目】

1．税理士法の書面添付制度（税理士法第33条の2第1項、2項）を拡充発展させること。

理由

平成13年に成立した改正税理士法（平成13年法律第38号）の第35条第1項（意見の聴取）における、計算事項等を記載した書面（税理士法第33条の2第1項、2項）を添付した税理士の調査前の意見聴取制度を拡充発展するよう努めるべきである。

2．租税法規の解釈について、あらかじめ帳簿等の具体的資料を提示したときにその解釈に関する事前表明手続（アドバンス・ルーリング、クロージング・アグリメント）の制度化を図ること。

理由

納税者が重要な経済的意思決定をするときに発生する租税法の解釈に関して、あらかじめ帳簿、契約書等の具体的資料と事例を示し、課税庁の公的解釈の確認等が得られるならば、その決定についての税法適用上の安定性と予測可能性が確保され、課税庁との事後における不必要なトラブルも回避されることとなる。

このような公定解釈の事前表明手続（アドバンス・ルーリング、クロージング・アグリメント）の導入を図ることは申告納税制度の健全な発展のためにも必要であり、「税務行政監察報告書」（平成12年11月、総務庁行政監察局）においても指摘されている事項である。

3．税務署に提出した書類の閲覧及び謄写に関する規定を整備すること。

理由

申告納税制度の下においては、申告書等（申告書、申請書、届出書等）の提出によって、税額が確定されるのであるから、申告書等の提出が制度上重要な位置付けを占める。申告書の提出の有無に関する確認は、申告書の控に押印された税務官公署の受付印によって行われているのであるが、申告書等の提出時に控を持参しなかったような場合には、後日、受付印の押印を受けることはできないので、納税者にとって申告書を提出したことの記録は手元に残らず、また、受付印の押印を受けた申告書の控を保管していたとしても、災害等の不可抗力によって滅失してしまったような場合も、同様の問題が生じる。

もっとも、納税者が申告書の控を保存していない場合、課税庁に保管されている申告書を閲覧することは、現在は行政上の裁量によって、実務上認められているのであるが、この閲覧も税務行政上の守秘義務に抵触しない場合に限られ、そのうえ閲覧が認められたとしても、申告書の謄写（コピー）は守秘義務との関連から全面的に認められていないのが現状である。申告書の閲覧が認められるのであれば、謄写についても守秘義務の問題はないと解される。

そこで、申告書等の提出があった場合には、その受理を確認する書面を交付し、税務行政庁に保管されている申告書等の閲覧と謄写を行政の裁量から国税通則法において整備すべきである。

また、国税不服審判所における書類についても同様の取扱いをすること。

4 .国税不服審判所の機構を改革するとともに、民間人として、税理士を積極的に活用すること。

(通令 3 1)

理 由

国税不服審判所は、大量、回帰的に発生する国税に関する不服申立てを迅速、適正に処理することによって、納税者の権利利益の救済を図るとともに、申告納税制度の健全な発展に寄与することを目的として設置されているが、国税に限定することなく地方税についてもその範囲を拡大し、名称を「租税不服審判所」と改称し、かつ、国税局から独立した立場で運営が計られることが求められる。

租税不服審判所は行政の一部であるとしても公正な立場が求められ、租税審判官（租税審判所の審判官）の任命についても国税通則法施行令第 3 1 条により、民間人の採用が予定されている。しかし、現実には、民間人の採用は極めて少なく、ほとんどが国税職員によって占められている状況にある。

税理士は独立した公正な立場において申告納税制度の理念にそって、納税者の納税義務の適正な実現を図ることを使命としており、この意味からも税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）を租税審判官に積極的に採用すべきである。

さらに、司法制度改革で採用が予定されている国民の裁判への参加制度（例えば裁判員制度）や諸外国（ドイツの名誉裁判官 Ehrenamtliche Richter、イギリスの一般審判所の審判員 General Commissioners of Income Tax）等の例にあるように、租税審判所の審判官に民間人を参加させるとともに口頭の審理を充実させること。

5 . 固定資産評価基準の適正化及び算定手続を公開するとともに、固定資産課税台帳の縦覧制度を見直し、税理士に課税台帳の閲覧（評価証明書の取得）を認めること。（地法 4 1 5）

理 由

公的財産評価の基準として重要な位置にある固定資産税評価については、その算定基準の適正化を図り、かつ、評価の手続や、評価方法を法令で定め、公開すべきである。

また、地方税法で定める縦覧の趣旨は、納税者に自らの固定資産税の評価の内容を知らせるとともに、その評価額が公正妥当な額であるかを検討させることにあると解されるが、現行では、通常の場合、縦覧できる範囲が自らの台帳に限られ、他と比較するなど評価の妥当性を検討できない結果となっているので、審査申出のないときであっても評価の基礎となった資料等を納税者が請求により求めることができるようにすべきである。

さらに、税理士は、資産税に関する申告、申請、相談等事案において、固定資産税の評価を必要とする場合が多いので、税理士がその資格により照会（申請）した場合には、固定資産課税台帳が縦覧できるようにし、また、固定資産税の評価証明書の取得も認めるべきである。

6 . 固定資産税において、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、評価の計算の内容を検討するために審査請求期間（30日）を更に延長し、かつ第2年度、第3年度においても価格について審査の申出を認めること。（地法432）

理 由

平成11年度の改正で、固定資産課税台帳に登録された土地建物の価格に係る審査制度は、原則として基準年度の縦覧期間の初日から納税通知書の交付の日後30日までとされたが、評価額を検討するための期間が短いので2月程度に延長して、納税者の権利救済の制度を充実すべきである。